

大阪市立岸里小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条は、「『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と、定義している。

2 本校の基本方針のポイント

上記定義に照らして、本校では「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、「自他を認め合う」集団育成のために「学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組みを進める。本校の基本方針のポイントとして、以下の2点をあげる。

- 未然防止のための取り組みを進める。
- 早期発見と早期解決のための、取り組みを進める。

3 いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

（1）授業改善について

- ◇授業開始前の着席や、授業に向かう態度の指導などを徹底し、学習規律を確立する。
- ◇子ども達が学びたくなるような課題設定や、気がつけば学びにのめりこむ授業づくりに取り組む。
- ◇すべての教育活動において、学習意欲を高め、学習内容を深化充実させる。
- ◇保幼小連携・小小連携・小中一貫教育の考えに立ち、研修会の共催、出前授業、見学会、参観授業等の連携と研究を活発に行い、教職員の授業力向上に努める。
- ◇入り込み指導を充実させる等複数の教員で子どもを見とる等、教職員が協働して、児童一人ひとりの「自己肯定感」を醸成する取り組みを行う。
- ◇異文化交流や異学年交流、自主活動、その他体験学習などを通して、互いのちがいを認め合い、人権尊重の精神と態度を養う。

（2）いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ◇児童集会など異学年交流を行うことで、学年学級を超えた枠組みでのつながりを醸成し、「いじめを許さない」土台作りに取り組む。
- ◇出前授業を行う等、情報モラル教育の充実を図る。

4 いじめの早期発見・早期対応のための取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、「いじめではないか」との疑いをもって、積極的に認知する。また、発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、直ちに組織的な対応を行う。

被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

（1）いじめの早期発見のための取り組み

- ◇職員会議・職員朝会などで普段から児童の情報交換を行い、情報の共有化に努める。
- ◇生活指導部が、生活指導記録をとり、継続した指導や変化に気づくことができるよう努める。
- ◇第三者の立場で相談できる環境を整備するため、スクールカウンセラーの周知を行う。
- ◇家庭連絡を日常的に行い、学校発信だけではなく、家庭からも相談や訴えなどできる環境をつくり、相互の連携を図る。

（2）いじめの早期対応についての取り組み

- ◇いじめ事案が起きた場合は、発見した教職員が管理職等に報告し、教育委員会への報告は管理職よ

り速やかに行う。

- ◇いじめ事案が起きた場合は、被害児童の保護を最優先に、聞き取りを行うとともに、家庭連絡を確實に行う。
- ◇全教職員が共通理解して問題解決に取り組むため、チーム（学年）会や校務部会、職員会議、職員連絡会等で、情報を共有し、教職員の連携を図るとともに、対応方針を確認・周知する。
- ◇必要と判断した場合、こども相談センターや警察など関係機関との連携を円滑に行う。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）学校内の組織

- ◇組織名 「いじめ対策委員会」
- ◇構成メンバー 全教職員
- ◇活動内容
 - ・学校基本方針、運営に関する計画に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・教職員の共通理解、連携を図るため校内研修会を実施する。
 - ・迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
 - ・毎月一回実施する。児童の様子の会を活用し、「いじめ対策委員会」を開催する。

◇アンケートの実施・活用

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回以上
- ・必要に応じて、教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査

◇研修会の実施

- ・生活指導研修会・人権教育研修会・特別支援教育研修会

（2）保護者や地域・関連機関との連携

- ◇ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発を行う。
- ◇学校協議会で現状報告を行い、状況により、その協力を求める。
- ◇P T A役員会、実行委員会、開催毎に、必要に応じて現状報告を行い、その状況により協力を求める。
- ◇継続的な指導にあたり、スクールカウンセラー（SC）や、こども相談センター、スクールソーシャルワーカー（SSW）、警察やサポートセンターなど学校だけでなく、外部機関の活用や連携を行う。

（3）取り組み内容の検証

- ◇いじめアンケートの実施等で検証データを準備し、「運営に関する計画」中間評価・最終評価の際に、いじめの未然防止、早期発見・期解決の取り組みについて検証をおこない、改善策について協議する。

6 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

◇隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化等、学校対処の基本ルールを徹底する。

◇教育委員会への報告は管理職より速やかに行う。

◇次に示す、「いじめ対処の流れ」を周知・徹底、重大事案発生時には再確認して対処にあたる。

《いじめ対処の流れ》

訴え・気づき→学級担任等による聞き取り→管理職・生活指導部長・学年へ報告

→管理職・生活指導部・学級担任・学年で、指導方針相談

→職員連絡会・職員朝会等で状況説明・対応方針 共通理解

→被害児童への支援・加害児童への指導　　被害・加害児童双方の保護者へ連絡

→学級での指導・全校児童へ全体指導